

もうひとつの子供の日 第14回『WILL』のお知らせ



私たち「少年犯罪被害当事者の会」は、少年によって最愛の子供を殺された家族の会です。97年に会ができてから、いっさいの政治や宗教等にとらわれることなく子供を殺された親を中心に、少年法の問題など理不尽な体験を各方面に話すとともに、毎年大阪や東京でシンポジウムを行い、皆様と課題や問題点を議論してきました。

問題点を議論してきました。

これまでに少年法は3回改正され、犯罪被害者等基本法が施行されるなど、少しずつ被害者の権利が保護される法整備が進んできました。現在も少年法における有期刑の上限を引き上げる方向で法務省が検討しているとの報道が出たばかりです。それでも、私たちの置かれている現状には、まだまだ苦しみや悩みが続いています。

最近では、全国各地でいじめ自殺問題が大きな話題になっていますが、いじめ問題と少年事件とは原因や結果に大きな類似点があります。

子供たちをこれ以上被害者にも加害者にもしないためにも皆様方の参加やご協力をよろしくお願い致します。

● 今年のテーマ／なぜ今 少年法改正が必要か？～罪に見合った罰とは～

- 出演者 法務省刑事局刑事法制企画官 佐藤 剛氏
弁護士・常磐大学大学院准教授 守屋 典子氏 他
- ★と き 2012年10月28日 日曜日 午後1時から
- ★場 所 大阪市立西区民センター
大阪市西区北堀江 4丁目2番7号
TEL 06-6531-1400
- ★交 通 地下鉄 鶴見緑地線・千日前線
「西長堀」3号・7号出口 100M
- ★主 催 少年犯罪被害当事者の会
- ★後 援 大阪府・大阪市
- ★資料代 500円
- ★定 員 200名 (先着順)
- ★問い合わせ 少年犯罪被害当事者の会事務局
代表 武 るり子
TEL 06-6478-1488
FAX 06-6478-1788



社会で騒がれた事件だけが重大事件として扱われ、私たちの様な少年事件のほとんどが命を命として扱ってもらえず、そのうえ、どこからもフォローされなかったのが現状でした。

「死んだ者はしかたがない」と簡単に扱われ、加害少年には人権があり、立ち直る可能性と将来があると強調されてきました。

さらに、殺された子供たちの権利や、それまで生きてきた事実までも、無視した扱いを受けてきました。

子供たちは、決して死にたくなかったのです。

そんな子供たちを思い出してほしい、忘れないでほしいと思ってきました。

決して一家族だけで、悩まないで下さい。

- 『WILL』・・・意志・決意・願い・気持ち・遺言などの意味があります
- 平成24年度大阪府犯罪被害者等支援社会づくり活動事業